平成２４年（フ）第１９４７号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の14　藤沢西部団地３―10―1014
債務者　鈴木　　望（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８８号
静岡市葵区千代１丁目13番58―３Ｊ号、旧住所静岡県掛川市杉谷南１丁目３番地の11　レオパレスキッツⅡ103号室
債務者　鶴見　智美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２０号
静岡市清水区谷津町１丁目352番地の１、旧住所大阪市東成区中本５丁目13番８―803号
債務者　松井　実苗
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市柱七番町164番地１　Ｃ―101、従前の住所愛知県豊川市御津町西方中屋敷112番地１　萌黄館Ａ102号
債務者　中川　高幸
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０６号
愛知県豊橋市富士見台３丁目25番地18　206、従前の住所愛知県豊橋市大清水町字大清水93番地４
債務者　坂上　貴志
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１１号
愛知県豊橋市前田南町１丁目16番地の18　Ａ―206
債務者　丸山　貴子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２３号
愛知県豊橋市魚町70番地　301
債務者　白井　光子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９２５号
東京都町田市南成瀬７丁目６番地13プルミエール南成瀬
債務者　小玉　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１６号
東京都多摩市諏訪４丁目３番地４―204
債務者　澁谷　和枝
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２３号
静岡県焼津市田尻2928番地
債務者　八木　正己
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１号
沖縄県うるま市石川東山１丁目15番地１
債務者　若津　香織
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市室川２丁目32番18号
債務者　饒波　達也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７９号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目21番１―103号ドゥコンシェール
債務者　星川　祐美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４１４号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目４番102号
債務者　加藤　宏幸
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市大塔町1969番地５
債務者　中尾　文雄
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係